

売上や利益が減少し、資金繰りにお困りの中小企業の皆様へ

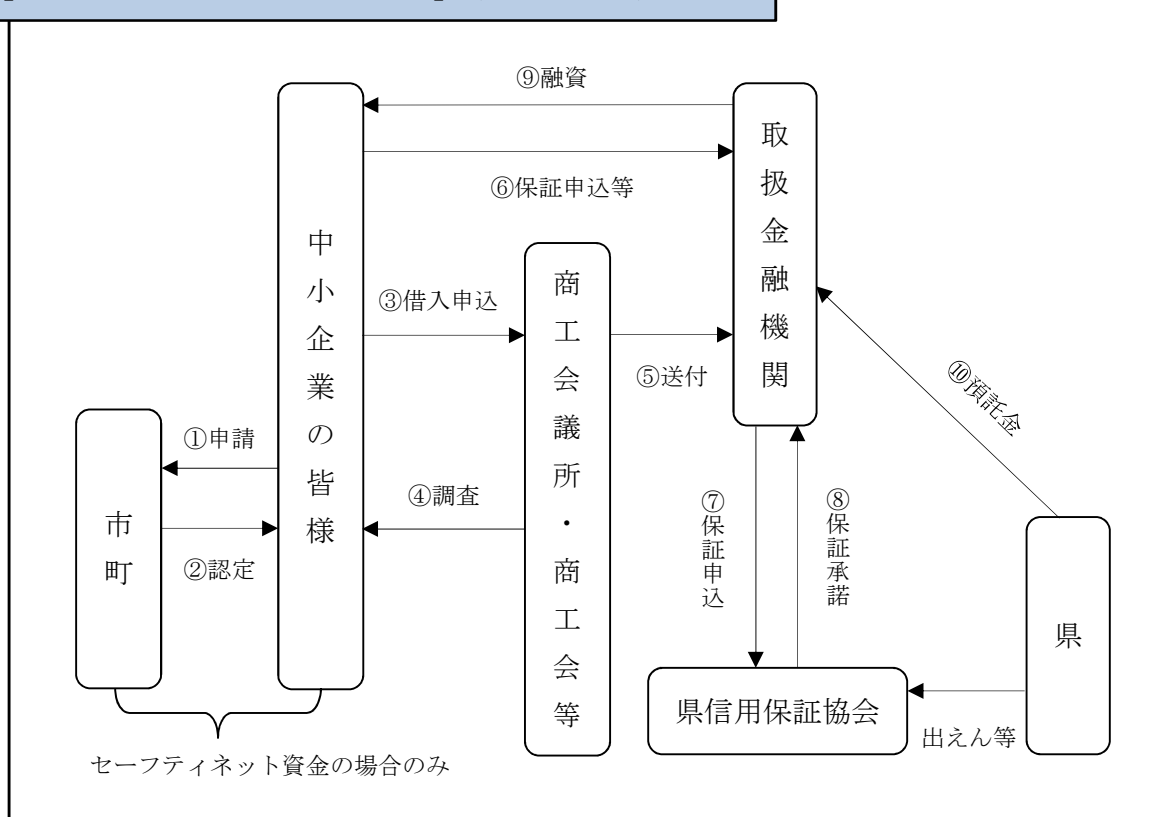
セーフティネット資金

(セーフティネット保証第5号・業況の悪化している業種関連)

	新規枠 (運転・設備)	借換枠
融資対象者 令和2年1月1日現在。対象業種は4半期ごとに見直しがあります。対象業種に当てはまらない場合は「緊急経済対策資金」をご利用いただける場合があります(※1)。	国が指定する業種(日本標準産業分類 細分類:152業種) に属し、次の(1)または(2)に該当するとして 市町村長の認定 を受けた中小企業者、協同組合等 (1) 最近3か月の 平均売上高 または 平均販売数量 (建設業にあっては、完成工事高または受注残高)が、前年同期に比べて 5%以上減少 していること。 (2) 原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っていること。	左の 市町村長の認定 を受けた中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当するもの。 ①保証協会保証付融資(流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で、本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの。 ②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること。
	信用保証協会 80%保証 (責任共有制度対象) 一般保証とは別枠で利用できます。	
融資限度額	8,000万円(※2)	2億円(増額分を含む)
融資利率 (※3)	年1.0%	年1.5%
信用保証	必ず保証付き 保証料率 年0.80%	
融資期間 (※4)	10年以内(据置2年以内)	
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	

令和2年2月1日現在

【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除く。
- ※2 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※3 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。
- ※4 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

上記資金に該当しない場合、融資対象者であっても他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

融資の申込先： 滋賀県中小企業団体中央会、各商工会議所および各商工会、
滋賀県産業支援プラザ

取扱金融機関： 滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、
滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、
京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、
滋賀県民信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合、
商工組合中央金庫

信用保証関係： 滋賀県信用保証協会

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871

E-Mail：fb00@pref.shiga.lg.jp

『セーフティネット資金』の対象業種、要件に該当しない方に、県独自の資金を用意しています。

緊急経済対策資金

経済環境の悪化により売上や利益が減少し経営状況が厳しい中小企業の皆様で、セーフティネット資金の融資対象とならない方のために、低利で長期固定の本県独自の資金を用意しました。

	新規枠	借換枠
融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少していること。 ②直近決算期における「売上総利益」または「営業利益」が前年に比べて5%以上減少していること。 ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること。 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同月と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること。 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること ただし、セーフティネット資金（新規枠）の対象となるもの、および原則として、直近2期平均の経常利益が1,000万円超の中小企業者を除く。	保証協会保証付融資（一部保証付融資を除く）の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、経営の改善が見込まれるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少していること。 ②直近決算期における「売上総利益」または「営業利益」が前年に比べて5%以上減少していること。 ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること。 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同月と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること。 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること ただし、借換の対象とする融資が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されていること、およびセーフティネット資金（借換枠）の融資対象者ではないこと。
指定業種による制限はありません。（※5）		
融資限度額	5,000万円（※1）	8,000万円 （増額分を含む）
融資利率 （※2）	年1.25%	年1.5%
信用保証料 （※3）	必ず保証付き 保証料率 年0.45%～1.20%	
融資期間 （※4）	7年以内（据置1年以内）	10年以内（据置2年以内）
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	

※1 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。

※2 融資利率は、今後金融情勢等により変更する場合があります。

※3 有担保の場合は0.1%の割引があります。

※4 融資期間は1年以上となります。

※5 ただし、滋賀県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和2年2月1日現在

融資の申込先：滋賀県中小企業団体中央会、各商工会議所および各商工会、
滋賀県産業支援プラザ

取扱金融機関：滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、
滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、
京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、
滋賀県民信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合、
商工組合中央金庫

信用保証関係：滋賀県信用保証協会

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871

E-Mail：fb00@pref.shiga.lg.jp